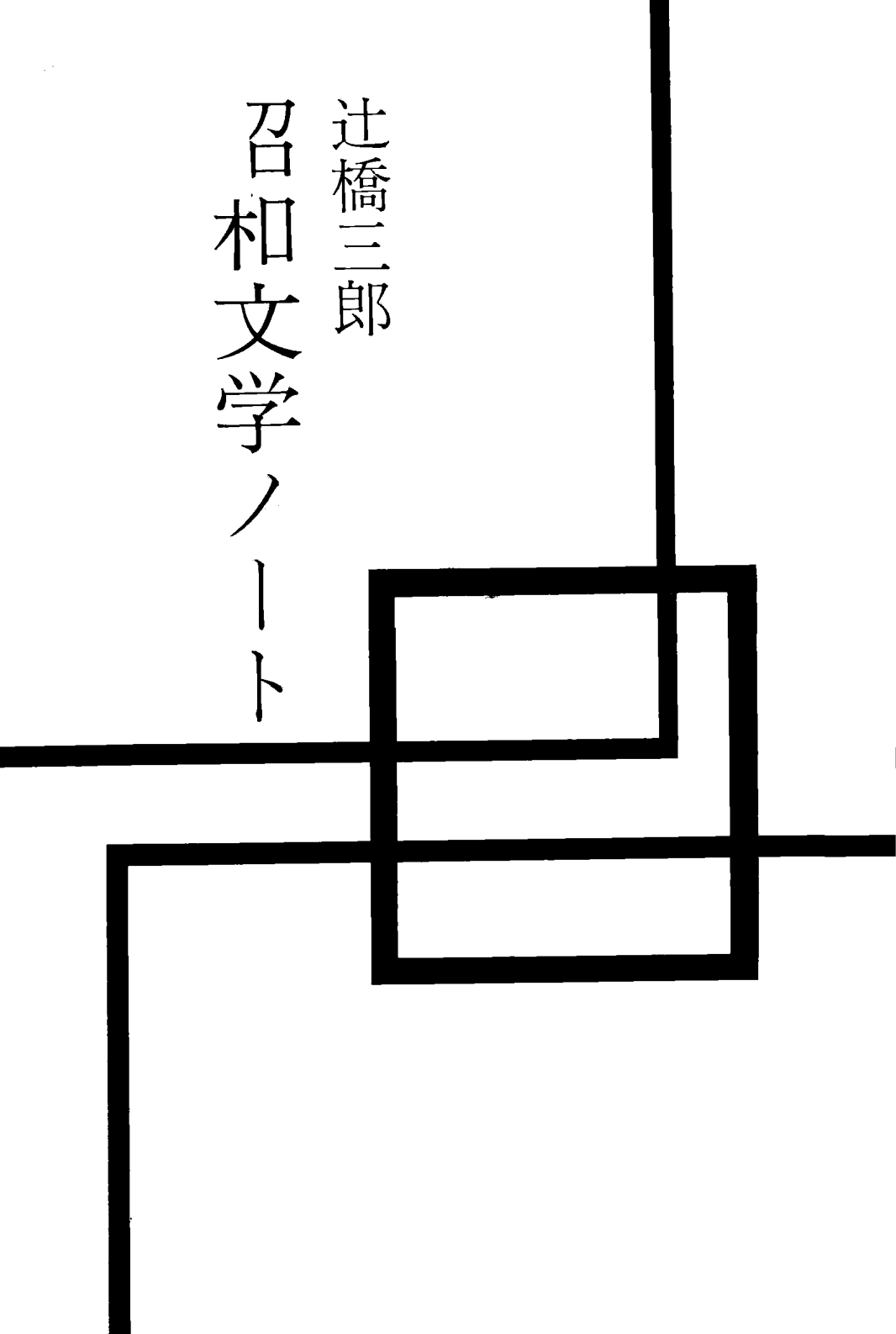


辻橋三郎

昭和文学ノート

辻橋三郎

昭和文学ノ
ート



つじ はし さぶ ろう
辻 橋 三 郎

1916年（大正5）兵庫県に生まれる（原籍熊本県）。

1940年（昭和15）国学院大学国文学科卒。

現職 神戸女学院大学教授，関西学院大学講師。

著書 『近代文学者とキリスト教思想』（昭和44，桜楓社），『日本近代文学大系』倉田百三集』（注釈，昭和48，角川書店），『近代日本文化とキリスト教』（高道基と共著，昭和42，教文館），『日本現代文学とキリスト教』（共編著，昭和49，桜楓社），その他。

現住所 京都市右京区常盤古御所町6

昭和文学ノート

振替東京一八〇二〇	(株) 桜楓社	101 東京都千代田区猿樂町二一八一三	(株) 中内佐光	印刷者 及川篤二	著者 辻橋三郎	定価 一八〇〇円	昭和四十九年十一月五日 発行	和和四十九年十一月一日 印刷

検印省略

Printed in Japan

3091—741066—0723

装 幀 篠原和子

昭和文学ノ
目次

『人民文庫』の姿勢

——五年戦争の流れのなかで

1 はしがき

2 官憲の『人民文庫』解釈

3 『人民文庫』の成立

4 『人民文庫』の廃刊

5 『人民文庫』総説

6 『人民文庫』の小説

7 『人民文庫』の視点

8 『人民文庫』の文学論

9 『人民文庫』の態度

10 『人民文庫』と人民戦線

11 むすび

太平洋戦争下の二人の文学者

——高見順と渋谷駿——

1 はしがき

2 高見と渋川

3 高見の「文学非力説」

4 太平洋戦争下の高見

5 高見文学の「支那浪人」像

6 同人雑誌の果たした役割

7 同人雑誌統廃合の歴史

8 渋川文学

9 渋川文学の原点

10 むすび

高見順「故旧忘れ得べき」考……………118

渋川驍「竜源寺」論……………148

——庶民文学考——

『日暦』総目次……………175

あとがき

初稿発表年月書誌一覧

198 200

昭和文学ノート

『人民文庫』の姿勢

——一五年戦争の流れのなかで——

1 はしがき

満州事変勃発後太平洋戦争完敗までの、一五年戦争中の文学現象についての再検討が、戦後三〇年近くなった今、いよいよ活発になってきた。なかでも、戦後しばらく、完全に無視されていた『日本浪曼派』への関心の高まりは大きい。その激烈異常な思想を、満身にあびて成長した橋川文三、三枝康高ら、いわゆる戦中派によって、それが体験の思想の文脈のなかに位置されてからのことである。⁽¹⁾そして、一九六六(昭和四一)年に入るや、大久保典夫を編集人として、雑誌『日本浪曼派研究』の創刊までみるにいたった。⁽²⁾この雑誌は、「研究である以上、さまざまな立場からそれがなされるのは勿論で、むしろへ一致」よりも「相違」を求め、いわゆる「百家争鳴」の場たらしめ、「従来」の微温的な研究態度とちがう研究上のラディカリズムを標榜したものの、すなわち、『日本浪曼派』に関するプラスとマイナスについての総合研究を目的としたものであるという。⁽³⁾そして、さらには、複製版さえ刊行されるにいたった。⁽⁴⁾このように『日本浪曼派』研究は隆盛の一途をたどっているのに反して、『日本浪曼派』と相前後して刊行され、『日本浪曼派』とともに、ナルプ(プロレタリア作家同盟)解散後の「転向という一つの木から出た二つの枝」の「一つといわ

れる『人民文庫』については、その研究は極めて貧しいというのが現状である。なるほど、苛酷惨忍な弾圧のもと、小林多喜二をはじめ、多くの犠牲者を織りこみながら展開したプロレタリア文学については、戦後、その研究は、精密の度を加えた。しかし、一九三四（昭和九）年のナルプ解散以後は、先細りの敗北の歴史として、あるいは、転向文学、文学の転向の歴史として、おおむね、否定的評価の対象とされ、その研究も進捗していないといつてよからう。そして、『人民文庫』も、その歴史の一齣を飾る貧しいみのりの一つという評価にとどまっているように思われる。

だが、果して、『人民文庫』は、その程度の評価にしか相当せず、今日以上の精査探求を必要としないものであろうか。たしかに、『日本浪漫派』は、多くの青年たちをその周辺に蜚集させ、その影響圏、影響度の大きさ、深さは、今日から想像もできないほどであった。それというのも、『日本浪漫派』は、体制側の主張の軌道はずれず、あまつさえ、体制側の思想の組織強化という役割さえ果たしていたことに第一の原因があった。それは『日本浪漫派』首脳部の、主として意図したところではなかったかもしれないが、権力の擁護という温床は悪くはなかったに違いなく、またその亜流に至っては、便乗の意志は明らかであった。ともあれ、戦争という異常事態での体制側から承認をうけた雑誌と思想とが、同時代に与えた影響は、量的にも質的にも、甚大深刻なものがあつたのは当然だった。これに反して、反体制的姿勢に終始したが故に、常に権力に注視され、強圧を加えられた『人民文庫』が、『日本浪漫派』ほどの影響を与え、あるいは残し得なかったのは無理からぬことであつた。しかし、このことは政治上の力関係に基づく現象であり、『人民文庫』が、十分なものではなかったとしても、相当数の人びとの期待に答え、欲求を満たし、激励を与えていたこと、廃刊後も、戦争下の暗い谷間を切なく生きる人びとの心に、一条の光源を残したことは、決して無視されてはならないと思うのである。要するに、『人民文庫』の内蔵していた、無道な権力への批判と抵抗のエネルギー——それは、たしかに不十分なものではあつたが、しかし、当時としては、やむを得なかった——は、少数の人

びとに、救いにも似た興奮と感動とを与え残したことは事実であった。以下、この事実、すなわち、『人民文庫』の示した抵抗のあとを検討追究することで、昭和文学史の一時期の側面に照明をあててみたいと思う。

- (1) 三枝康高『日本浪漫派の運動』一九五九年（現代社刊）。
橋川文三『日本浪漫派批判序説』一九六〇年（未來社）。
- (2) 第一号、一九六六年一月二五日発行 審美社。
- (3) 大久保典夫「編集後記」。
- (4) 高見順『昭和文学盛衰史 二』一九五八年（文芸春秋社刊）三九ページ。このことは、すでに、『近代文学』の座談会「ナルブ解散前後と転向の問題」（一九五四・四）のなかで、発言されていた。
高見順『対談現代文壇史』一九五二年（中央公論社刊）二二二ページ。
ちなみに、『日本浪漫派』の創刊は、一九三五（昭和一〇）年三月、廃刊は、一九三八年八月。『人民文庫』の創刊は、一九三六年三月、廃刊は、一九三八年一月。
- (5) 一九七一（昭和四六）年二月一五日、雄松堂書店より刊行。

2 官憲の『人民文庫』

当時、内務省警保局が発行し、厳秘として、関係官庁に頒布していた『社会運動の状況』は、国家権力の、いわゆる治安対策と姿勢とを、うかがわしめるに十分の文書である。そのなかでも、文学関係は、文化運動の一翼として記されているが、『人民文庫』については、一九三六（昭和一一）年三七年を通じて、本文にも運動日誌にも、全く言及されていない。三八年に至って、運動日誌の「プロレタリア文化運動」の項に、

一・三 プロ雑誌「人民文庫」廃刊。（東京）

六・二〇 旧「人民文庫」同人は文学雑誌「槐」創刊号発刊す。(東京)

とあるのみである。このような『人民文庫』認識は、プロレタリア文化運動全体に対する、官憲の考え方の中に位置づけられたものと理解すべきであろう。その官憲の、当時におけるプロレタリア文化運動への認識を、三七年度の状況報告の中から要約してみると、次のようなものになる。

コップ(日本プロレタリア文化連盟)の潰滅と「人民戦線運動の時代」という見出しで、先ず、国家主義風潮の昂揚と、警察当局の嚴重な取締りから惹起された、コップ内の理論的対立を指摘している。ついで、一九三四年に入って、日本プロレタリア美術家同盟、同作家同盟、同演劇同盟が、「コップの政治偏重反対」「コップに依り掣肘を受けざる創造的活動の旺盛化」を標榜してコップを脱退するとともに、それぞれの組織を解体したことで、コップは、存亡の危機に追いこまれたとしている。そして、科学団体(唯物論研究会などのこと―辻橋注)のみ、それらの団体を敗北主義として批判し、再組織を強調、頽勢挽回に努めたが、適切な当局の取締りによって、三四年末頃には、コップは、ほとんど潰滅状態に陥ったと記している。しかし、前記の脱退分子は、「創作活動の旺盛化」「会員相互の親睦連絡」などの名のもとに、分散的グループを作り、合法活動を開始、この傾向は、文化運動全般に波及していったとする。ただし、一部の極左分子は、文化運動の合法性を利用して、大衆に共産主義的意識を普及啓蒙し、党組織の基盤堅めを策動中のところ、コミンテルン第七回大会において決定された、いわゆる反ファッショ人民戦線の新運動方針を知り、一九三五年以降、再び活発な活動を展開し始めているが、この運動は、コップの方針と異なり、日本共産党とは関係はないもののようにであると判断している。しかし、これらのグループは、取締りの立場からは、合法場面を巧みに利用した擬装団体と解釈されており、「一般団体との識別極めて困難」であるともされている。

さらに、三八年度報告中の一節を、原文のまま掲げておこう。

之等の文化団体は時局の重圧と警察取締の強化とに依り表面国策に順応するが如き態度をとり、従来の如き左翼的イデオロギーを表現せず只管文化主義を基調としつつある為、一般文化団体との識別極めて困難にして取締上最も苦心を要する処なり。

これらの記事は、きわめて正確な客観的な把握を示しているが、一面、それを運用する官憲の恣意的、主観的な解釈を許容する図式的理解でもある。さて、官憲の『人民文庫』解釈の経緯は、これらの文脈のなかに『人民文庫』をはじめこんでみると、その輪廓をつかみ得るといえよう。すなわち、当局が、はじめは『人民文庫』を、「政治偏重主義」を改めた「創作活動の旺盛化」をスローガンとした穏健な文学雑誌と考えていたことを、報告記事のないことと照らし合わせてみて読みとることができる。しかし、やがて、「文化主義を基調」とし、「国策に順応する如き態度」をとりつつも、内実は「左翼イデオロギー」を擬装した、「会員相互の親睦連絡」を企図した雑誌、ならびに団体という判断にたったことは、三八年度状況報告に、「プロ雑誌」と『人民文庫』に冠していることと、「旧『人民文庫』同人」と記してあることとによって理解される。このような『人民文庫』新解釈は、当局が、『人民文庫』を、人民戦線の一翼たる一般文化雑誌として、とらえ始めたことを意味していると思う。また、そのような見方を許す姿勢が、『人民文庫』の側に生れたことも事実である。すなわち、その最も顕著な事実は、『文庫』が、単なる文学雑誌の限界にとどまらず、「来月は保証金を入れて、小説家の自由な立場から、一切の社会的現象について忌憚ない批判を行なう」(武田麟太郎「編輯後記」『人民文庫』一卷五号、一九三六・七、——以下、『人民文庫』は『文庫』と略記することもある)という地点に進み出て、三六年九月号(二巻七号)から、「市井談義」という執筆グループによる社会時評が掲載され始めたことであった。

以上のような官憲のプロレタリア文化運動のうけとめ方、それに、『文庫』の内容への官憲的解釈とが、次の事実

を生んだ。第一に、武田のいう一〇・二五事件である⁽³⁾。というのは、三六年一〇月二五日、『文庫』執筆グループ六名が、新宿の喫茶店の別室において、徳田秋声研究会⁽⁴⁾を行なったとき、無届集会であったことが禍して、淀橋署によって解散を命ぜられ、総員検挙されたことである。翌日、出張してきた警視庁特高課員の取調べによって、単なる文学研究会と判明して、全員釈放されたが、新聞記事は『人民文庫』をもって、共産主義の再建運動と報じた⁽⁵⁾。これは、末端による無暴無責任な検挙と発表とに基づくものであって、責任ある当局自体の『人民文庫』観に則ったものでなかったけれども、当時の権力体制の、社会運動、文化運動への、ヒステリックな姿勢を象徴した悲喜劇であったといえよう。第二に、二巻四号（一九三七・三）の「市井談義」における、四つの短文の抹消である。それらは、目次に残っている見出しをみても、現実の暗さをきりとった短評であることを推測させる⁽⁶⁾。第三に、三七年九月号（二巻一〇号）が発禁処分をうけたことだ。そのために、九月号は二度、すなわち、あとの方は、九月臨時号（二巻二一号）として発行されている。臨時号において除かれているものは、平林彪吾、間宮茂輔の小説、藤原定の評論、「市井談義」以下、数多い⁽⁷⁾。

その他、『文庫』の講演会、座談会に特高や憲兵が出席していたこと——もっとも、これは、大概の会合においてもそうであったが——は、高見順の「昭和文学盛衰史」の記すところである。さて、警保局の状況報告は、「共産主義系文化団体」、「進歩的自由主義系文化団体」として、中央地方にわたって、多くのグループとその幹部の人名とをあげている。先にも述べたように、『人民文庫』は、それとしてあげられていないため、執筆グループの人名との名前は、『人民文庫』の刊行されていた、一九三六、三七、三八年の三年間の報告を通じて、きわめて数少ない。拾い出されるのは、三七年度報告における「唯物論研究会」の項に、幹事とし松田解子、「進歩的自由主義系文化団体」の項の、「二十年代作家倶楽部」と、「国際現代音楽協会日本支部」の欄の中心人物として、田宮虎彦と南川潤⁽⁸⁾との名

があげられているだけである（秋田雨雀、青野季吉、江口渙の、客員の長老を別として）。戦後、『文庫』廃刊当時の自分など、「レジスタンス」などといえたものでない⁽⁹⁾と述懐し、「庶民的正義漢」と自己規定している田宮虎彦や、いわゆる情痴小説を得意とした南川潤が、進歩的団体の中心人物とは、官憲の風声鶴唳的分類整理にもとづくものだろうが、誰の眼から見ても過剰解釈でしかない。しかし、そのようなところに、権力体制の圧力の強度が、いかに度外れのものであったか、測定し得るといえる。一方、彼らの視力が権力の操縦に従うものであり、主体性を欠くところから、擬装を重ねた背後の真実を、きめこまかに読みわけ得ない杜撰さのあったことも忘れてはなるまい。というのは、本庄陸男が一九三二年春、山田清三郎の推薦で共産党に入党していたこと⁽¹⁰⁾（秘密黨員としてであるが。しかし、一九三四年二月、コップ解散直前、ナルプを脱退していたので、『文庫』時代、党籍があったかどうか、判明しない）など、ついに彼らの摘発し能わぬところであった。

以上が、体制側の記録に見える、『文庫』を囲繞していた権力の姿勢であり、また、『文庫』誌上に痕跡をみせている、当局と『文庫』ならびに、『文庫』グループとの摩擦、あるいは、強圧の事例であった。

さて、このような国家権力を、『文庫』は、どのような態度でうけとめ、とりさばいたか、次に述べてみたいと思う。

- (1) 田宮虎彦の回想によると、準備の打合せ会で、武田が、全部の費用をもち、原稿の採否も、彼が眼をとおしてきめることを確認したという。したがって、「自分たちは同人ということができない」といっている。小田切進編「雑誌『人民文庫』細目」「立教大学日本文学」五号、一九六〇・一一。

- (2) 新聞紙法（一九〇九年）

第十二条 時事ニ関スル事項ヲ掲載スル新聞紙ハ管轄地方官庁ニ保証トシテ左ノ金額ヲ納ムルニ非レハ之ヲ発行スルコ

トヲ得ス

一 東京市、大阪市及其ノ市外三里ノ地ニ於テハ二千万

二 人口七万以上ノ市及其ノ市外一里以内ノ地ニ於テハ八百円

三 其ノ他ノ地方ニ於テハ五百円

前項ノ金額ハ一箇月三日以下発行スルモノニアリテハ其ノ半額トス

保証金ハ命令ヲ以テ定ムル種類ノ有価証券ヲ之ニ充ツルコトヲ得

(3) 武田麟太郎「一〇・二五事件をめぐる」『人民文庫』市井談義、一九三六・一二。

(4) 高見順『昭和文学盛衰史 二』七七、七八ページには、「尾崎紅葉研究会」となっているが、「紅葉研究会」の報告は、すでに一卷八号（一九三六・一〇）に、円地文子によってなされてい、また、その会も、検挙されたとは、他に記録がないので、「徳田秋声研究会」のまちがईと思われる。

(5) 『朝日新聞』記事、一九三六年一月二七日夕刊。

「人民文庫に鉄鎚、全員十六名を検挙」人民戦線運動に神経を尖らしてゐる警視庁当局はかねて左翼新進作家の大部分よりなる同人雑誌「人民文庫」の内容に注意してゐたがついに二十五日夜七時半頃角筈一ノ一レストラン大山方における例会に手を入れ会員十六名を淀橋署に検挙、うち二名は関係薄として釈放したが十四名はそのまま留置、当局が如何なる材料を掴んでの検挙かは明かでないが單なる弾圧とは見られぬ節もあり左翼作家陣に久し振りの大検挙である、検挙されたのは左の通り

△司会者伴野英夫（三三） 人民文庫責任者本庄陸男（三二） 元戦旗の発行者上野壮夫（三二） 同妻小坂多紀子（二七） ベンネーム古沢元こと古沢玉次郎（二九） 立野信之（二九） 高見順こと高間芳雄（三〇） 湯浅克衛こと湯浅猛（二七） 田村泰次郎（二六） 堀田昇一こと本田昇（三四） 神山健男（三〇） 半田祐一（三四） 下村恭介（三〇） 木朽朽夫こと菊地克己（三二） 邦珂孝平こと仲孝平（二七） 外一名。

の十六名でこのうち上野の妻小坂と一名が釈放されている」

『朝日新聞』記事、一九三六年一月三〇日朝刊。